

# アメリカ合衆国の社会福祉教育と実習

小林 迪 夫

## はじめに

社会福祉施策の充実とともに、社会福祉従事者数も急激に増加し、とくにそのうちの中核をなす専門社会福祉従事者（いわゆるソーシャル・ワーカー）の充足と質的向上は、社会福祉施策の専門分化、高度化に対応して、急務とされるようになった。社会福祉専門従事者の養成は、わが国では、主として大学における社会事業課程において行われてきており、毎年の卒業生が4年制大学のみでも5,000人をこえるところから、量的にはかなりの対応が可能ではあるが、現実的には、それらの卒業生に対する不満が、卒業生の需要先社会福祉事業の現場からしばしば聞かされるように、質的側面からは多くの疑問が出されている。このような問題意識を背景として、一昨年3月に、厚生省社会局長の私的諮問機関である「社会福祉教育問題検討委員会」が設けられて今後の社会福祉教育のあり方が検討され、その結果が昨年7月に答申されている。それに関連して、社会福祉教育の最先進国と目されている米国の社会福祉教育のあり方を調査することが要請され、昨年4月から5月にかけて、福武直東京大学教授（当時）を団長とする5人の調査団が米国を訪問して、各地の社会福祉系大学のカリキュラムを調査してきた。

この調査の結果、米国の社会福祉教育における実習の重要性が再確認され、そのことは前述の委員会の昨年7月の答申における、今後の社会福祉系大学のカリキュラムのあり方についての考え方にも反映されている。

その後、厚生大臣の諮問機関である中央社会福祉審議会も、昨年11月に厚生大臣に対する意見具申の中において前述委員会の答申を全面的に支持している。

以下に述べるものは、筆者もメンバーの1人として参加した、前述調査団が米国において見聞し、又は収集した資料に主として基づいたものである。

なお筆者は、社会福祉教育について、専門的に研究したことがなく、従って、記述に不正確、または間違っている理解していることもあることも予想されるので、お気付きの点をお教えいただければ幸である。

## I 歴史と現状

米国の社会福祉教育は、1898年に慈善組織協会等の「友愛訪問員」などのボランティアの専門職化を目ざして、ニューヨーク慈善博愛協会が、6週間の夏期コースとして、ニューヨーク慈善博愛学校（New York School of Philanthropy—現在のコロンビア大学社会事業学校の前身）を始めたことにさかのぼる。なお、この学校は、世界最初の社会事業の専門学校でもあった。

20世紀に入ると、各地に社会福祉教育の学校が設置され、1919年には、19校による「専門ソーシャル・ワーク訓練学校協会」（Association of Training Schools for Professional Social Work）が組織されて、その後の福祉教育の統一基準などを通ずる社会福祉教育の水準向上に大きな役割を果たすこととなった。

1932年には、アメリカ社会事業学校協会（American Association of Schools of Social Work）と名称を変えた学校協会の主導のもとに、社会事業教育についての最低カリキュラムが採用されるとともに、学校の認可（Accreditation）制度が正式に採用されて、それ以外のコースを除外することとし、1939年には、社会事業教育は大学院マスターコースレベルでの教育のみを正式に認定することとした。

他方、AASSWの方針に反対し、さらに、1930年代以降の公的福祉施策の拡大に対応して必要となってきた学部レベルでの社会事業教育も併行して行われていた。

1946年になると、学部及び大学院レベルの教育に関心を持つ団体によって設置された、全国社会事業教育協議会 (National Council on Social Work Education) の調査によって米国の社会事業教育が体系的に考察されたこと、さらに、1952年に社会福祉教育機関及び専門職組織を構成メンバーとする社会事業教育協議会 (Council on Social Work Education) が設立されたことにより、全体としての社会福祉教育が推進されるようになった。

1960年代に入ると、急激な政治的、経済的な変化に対応して、貧困戦争 (War on Poverty) に代表される公的社会福祉サービスが急速に拡大されるようになり、そのためのマンパワーの需要を充足するために大学院マスターコース卒業以上の者のみによって専門ソーシャル・ワーカーのポストを充たすことは不可能となり、学部レベルの社会事業コース卒業者を専門ソーシャル・ワーカーに組み入れる必要が出てきた。

このような要請に応えるため、CSWEは、1968年に社会事業大学院レベルの卒業生を会員として構成されていた全米ソーシャル・ワーカー協会 (National Association of Social Workers) と合同の「マンパワー問題検討委員会」を設けるとともに、専門ソーシャル・ワーカーとしての学部 (Undergraduate) 卒業者の基準と、その教育基準を制定することとし、翌1969年に「学部の社会事業課程承認基準」案が作成され、翌1970年4月には、1971年以降に適用される同基準が承認されることとなった。その結果、1974年に卒業する学部の学生も、専門ソーシャル・ワーカーと認められ、全米ソーシャル・ワーカーの会員となることができるようになった。

1974年のCSWEの統計によると、認定された大学数は234校にのぼり、そのうち、大学院のもの41校、大学院及び学部の双方を持つもの43校、学部のもの150校となっている。なお、1970年にCSWEに学部コースとして申請した

177課程のうち、158課程が基準に合致して認定されたとされているし、また、1967年出版のS. Merleの調査によると、社会事業の科目を教える学部は232校であったとされているので、既存の社会事業学部のうちかなりのものは、CSWEの基準に合わず、従って、正式な専門ソーシャル・ワーカー養成校とはなっていないことがうかがわれる。

同統計によって学生数をみると、大学院修士課程16,590人、博士課程648人、学部の学生は、フルタイムの学生が3~4年次生合わせて18,957人 (1,2年次生は正式な社会福祉系学生とは数えない)、パート・タイムの学生が1,946人であり、さらに、その外に、意味が不明であるが、14,176人の学生が社会事業コースを履習しているとされている。

ここで前記のCSWEについて簡単にふれておきたい。CSWEは、認定された社会事業教育課程にかかわる大学院 (マスター及びドクターコース) 及び学部 (バACHEラーコース) の教育水準を一定以上の水準に維持することを目的とした、全国的な非営利の社団であり、大学の社会事業教育についての基準の設定および各大学の教育課程がそれに合致するかどうかの認定を行っている。

認定を受けようとする大学は、社会事業教育開始前にCSWEに申請してその課程の認定を受けるほか、認定後も定期的—大学院の場合は5年又は10年毎に、学部の場合にはそれが新しいものであるために、もっと短期間に一に再認定を求めることが定められている。認定は、実務、アドミニストレーション及び社会政策の3分野の代表者から成る委員会が実施するが、事前に書類審査のほかに、3分野から1人ずつの小委員が直接現地に出向いて大学の理事者側と接触するほか、3日間位の間に教授陣や学生等とも会って、会議、討議を重ね、問題点等の回答を求めたりしながら委員会 (20人程度で構成) に意見書を提出してそこで討議の上認定されるという手続をとっている。なお、委員会で否決されたものについては、大学が再証明をする機会が与えられている。この小委員派遣の費用は、すべて、認定を求める大学が負

担することとされている。

委員会は、このほかに、新しい認定基準を作る仕事もするが、この場合には理事会で承認されることが必要とされている。

なお、米国においては、前述の如く、専門職の養成を目的とはせず、いわば教養としての社会福祉を教えている学部もいくつか存在するし、さらに、主として2年コースとして行われるコミュニティ・カレッジでの社会事業教育も盛んとなっていることを付言しておきたい。

## II 教育内容の変化とカリキュラム

米国の社会事業教育は、メリー・リッチモンドの学校以来、伝統的に直接処理技術の習得に重点がおかれてきており、ケース・ワーク、グループ・ワーク及びコミュニティ・オーガニゼーションのような技術をそれぞれ、独立したものとして教えることが一般的であった。しかし、近年の公的社会福祉施策の拡大は、このような方法を変更させる契機を作り出し、その結果、前記の3つの技術を個々に独立したものとして、教育することは少なくなりつつあり、その代りに、ソーシャル・ワークの技法を適用して処遇する必要がある個人、集団及び家族について直接処遇や治療的業務—direct service—を包括的に教育することを主とするもの—その類を Direct Service Truck 又は Concentration というような言い方で分類している—と公的社会サービスの拡大や、とくに近年著しいマイノリティ・グループの機会均等への動き—その中には、ワスプ (WASP) 即ち、White Anglo-Saxon Protestant の指導理念への挑戦も含まれる—等に応じて、組織、計画及び管理又は行政 (Organization Planning and Administration) などの間接的サービス (in-direct Service) を中心とする類 (O. P. A 又は In-direct Service Truck or Concentration) に分けて教育することが行われ始め、しかもこの動きが次第に定着化する傾向が見られる。また、この一変型として、小数の者を対象とする社会調査に重点をおく類も多くの大学に認められる。ただ学生数をみると、第一の直接処遇を主とするものが最も多いのはいわば当然で

あり、また、大学によっては、いまだに伝統的な方法をとっている所もあるといわれる。

教育の仕方については、専門社会事業教育の主流をいぜんとして占めているマスターコースについていえば、2年間の教育期間のうちの第1年次には、一般的な、又は共通的な科目を中心として履習させ、第2年次になって、先述の Truck 又は Concentration の科目を選択させる方法を採用しているもの—アデルファイ、南カリフォルニア、カソリック大など—と、1年次から Truck 又は Concentration を分けて選択させるもの—コロンビア、カリフォルニア (バークレイ) 大など—があるが、後者の場合には、科目の系統的学習についての指導が重視されている。

授業時間については、わが国とくらべて実習時間の多いのが特色であり、専門科目についてみると、学部の場合でも3割、マスターコースの場合には半分程度の時間をそれに当てる場合が少くない。ドクターコースの場合には、研究者や大学教員の養成を目的としていることもあって、実習時間は比較的少ない。

学部と大学院を併設する大学においては、カリフォルニア (バークレイ) 大学のように学部は専門職養成コースと認めないものもあるが、カソリック大学のように学部も専門職養成コースとなっている場合には、学部4年次とマスターコース1年次は共通の授業を受けることとなっており、学部から引続きマスターコースに進む場合には、学部の4年プラス、マスターコース1年、つまり、5年でマスターコースを修了することができるようになっている。ここでは、学部4年次とマスターコース1年次は共通となっている。

また、社会福祉事業における近年の計画管理面の重視などに対応して、他の学部との関連を強化し、例えば、コロンビア大学のマスターコースのように、3年間に経営学又は都市計画などの科目を合わせて履習することによって、Master of Social Work と共に、Master of Business Administration 又は Master of Urban Planning の学位が取得できる途も開かれるようになってきている。

カリキュラムについては、必修、選択必修及び

選択の各科目があるのはわが国と同じであるが、専門職養成に主眼がある以上、学生の卒業後の就職先などを考慮して科目が選択できるよう配慮し、そのための一方策として、学生 10 数人毎に指導担当教官が定められ、系統的学習ができるようにしている。

つぎに、学部及びマスターコースのカリキュラムを例示しておきたい。

《アデルファイ (Adelphi) 大学 4 年制課程》

(1976—78 年)

|                   |       |
|-------------------|-------|
| ○言語・文学・芸術         | 24 単位 |
| 英語書き方 (2 学期必修)    | 6 単位  |
| 英語・外国語・芸術・音楽・弁論   |       |
| 又はダンスの各学部の科目      | 18 単位 |
| ○自然科学及び数学のいずれか    | 11 単位 |
| ○社会科学・人文科学        | 36 単位 |
| 文化人類学入門           | 3 単位  |
| 国家経済              | 3 単位  |
| 歴史 (2 学期必修)       | 6 単位  |
| 政治学入門又はアメリカ政治制度   | 3 単位  |
| 一般心理学             | 3 単位  |
| 社会学入門             | 3 単位  |
| 社会展望              | 3 単位  |
| 社会科学又は人文科学の他の学科   |       |
| (黒人文化は必修)         | 12 単位 |
| ○社会福祉             | 39 単位 |
| ソーシャル・ワークの原理と実践   |       |
| 入門 I              | 3 単位  |
| ソーシャル・ワークの原理と実践   |       |
| 入門 II             | 3 単位  |
| 実習 I (3 年前期週 1 日) | 2 単位  |
| 実習 II (3 年後期 “ )  | 2 単位  |
| 社会福祉の問題点 I        | 3 単位  |
| “ II              | 3 単位  |
| パーソナリティの発達と人間行動の  |       |
| 力学 I              | 3 単位  |
| パーソナリティの発達と人間行動の  |       |
| 力学 II             | 3 単位  |
| 基礎的实践 I           | 3 単位  |
| “ II              | 3 単位  |
| 調査入門              | 3 単位  |

実習 III (4 年前期週 2 日)

4 単位

実習 IV (4 年後期 “ )

4 単位

○選択科目

人間行動についての社会心理学的

展望 (3 年次)

3 単位

小集団力学についての社会的展望

(4 年次)

3 単位

黒人家族 (4 年次)

2 単位

ソーシャル・ワーカーのためのスペ

イン語会話 (3 又は 4 年次)

3 単位

高齢者のためのソーシャル・ワー

ク (4 年次)

3 単位

法律と社会福祉 (4 年次)

3 単位

ソーシャル・ワークの倫理と価値

(4 年次)

3 単位

ソーシャル・ワーク実践における

異ったメディア及びコミュニケー

ションの技術 (4 年次)

3 単位

合計

120 単位

○1・2 年次生の科目のうち、社会

事業専攻者に履習を強く望まれるもの

2 単位

社会福祉入門

2 単位

社会福祉の現場経験

2 単位

○独立研究

社会福祉の分野における独立研究

(3・4 年次)

3~9 単位

《コロンビア大学マスターコース》

(1975/76 年)

学生は、次の 3 つの類 (Concentration) の 1 つを選択し、それに応じて次の科目を履習することが要求される。

I 類 ①個人、家族、集団及び他人並びに施設に対する直接サービス ②集団に対して自助と集団行動の能力を高めるサービス ③機関内、機関相互間、利用者間における参加、指導力及びスタッフ開発の能力の獲得をめざす

II 類 コミュニティの組織化及び活動に適用できる概念、原則及び方法の研究、プログラム及び社会政策の開発、社会福祉プログラムの調整と管理などをめざす

III 類 ジェネラリストを指向し、個人、集団、

- 家族に直接サービスを提供すること、並びに組織化、プログラム開発、計画及び管理のための基礎的概念及び方法の研究をめざす  
(履習要件)
- ソーシャル・ワーク実践 12 単位  
I・II類ともそれぞれ以下に示すI～IVの各科目(各3単位)のすべて
- 次のそれぞれの分野の基礎科目  
(最初に書いてあるもの) 12 単位  
調査及び統計  
精神病学及び精神衛生  
社会科学及び社会文化的概念  
社会政策及び社会福祉
- 選択科目 12 単位  
4 科目(各3単位)
- 特定分野又はサービス 6 単位
- 実習 18 単位  
各学期週3日(各4.5単位)
- III類の学生はソーシャル・ワーク実践のうちI類のI II及びII類のII III IVの科目が必修とされている。  
〔科目と単位〕
- 実習  
フルタイム学生1年次必修 4.5(6)単位
- 教育コースI・II  
特別の許可を要する 3～6 単位
- 調査プロジェクト  
1年課程とし、特定学生のみ 6 単位  
(ソーシャル・ワーク実践)
- ＜I類＞
- I 実践入門、目的、理論的基礎等 3 単位
- II 介入方法、人間関係等 3 単位
- III 不適応、コミュニティチームの役割等 3 単位
- IV 社会的機関・サービス提供システムとの関係等 3 単位
- ＜II類＞
- I 組織及び計画の理論と実践入門 3 単位
- II プログラム開発に対する様々な接近方法の概要 3 単位
- III サービス組織の体系的運営に必要な知識と技術 3 単位
- IV I類のIVと同じ 3 単位
- ＜I・II類の選択科目＞
- ソーシャル・ワーク実践におけるコンサルテーション(2年次) 3 単位
- ケース援護：ソーシャル・ワーク実践者の役割 3 単位  
(ケースワーク)
- ソーシャルケースワークIV：直接処遇方法の比較等 3 単位
- 児童ケースワーク 3 単位
- 触法クライアントのケースワーク 3 単位
- 家族・児童福祉：ケースワーク実践と社会政策 3 単位
- 精神衛生：ケースワーク実践と社会政策 3 単位
- 保健サービス 3 単位
- ケースワークにおける家族処遇 3 単位
- 専門職・准専門職の役割 3 単位  
(グループワーク)
- 比較グループアプローチ 3 単位
- ソーシャルワークにおける職種間協同 3 単位
- 非言語コミュニケーションにおけるグループワーク 3 単位  
(コミュニティ・オーガニゼーション及び計画)
- 直接サービス提供者のためのソーシャルワーク・アドミニストレーション 3 単位
- スタッフ開発及びオーガナイザー・プランナーのスーパービジョンセミナー 3 単位
- 組織変化についてのセミナー 3 単位
- 立法についてのセミナー 3 単位
- 中間管理者のためのアドミニストレーション 3 単位  
(調査及び統計)
- 社会事業調査 3 単位
- 調査とソーシャル・ワークの実践 3 単位
- その他4科目 各3単位  
(精神病学及び精神衛生)
- パーソナリティの発達とコーピング(Coping)の問題 3 単位
- 成人の精神病理学 3 単位

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| ○その他 6 科目<br>(社会科学及び社会文化的概念)         | 各 3 単位 |
| ○ソーシャル・ワークにおける社会文化的要因                | 3 単位   |
| ○異常行動とその社会構造                         | 3 単位   |
| ○その他 11 科目<br>(社会政策及び社会福祉)           | 各 3 単位 |
| ○社会福祉政策                              | 3 単位   |
| ○米国社会保障制度                            | 3 単位   |
| ○その他 10 科目<br>(セミナー)                 | 各 3 単位 |
| ○ソーシャル・ワークセミナー<br>(実践のフィールド・社会問題の分野) | 3 単位   |
| ○老年：過程・問題・政策・対策                      | 3 単位   |
| ○老年に対するソーシャル・ワーク実践                   | 3 単位   |
| ○その他 4 科目                            | 各 3 単位 |

なお、Ⅱ類の学生で管理的技術の習得を重視する者は、ビジネス・アドミニストレーションをマイナーとして経営学部で 15 単位履習し、実習は 1 年次しかとらないことも可能である。

### III 実 習

実習は、専門ソーシャル・ワーカーの養成を指向している社会事業大学の当然の帰結として非常に重視され、ある大学の教授と話している時に語った言葉、カリキュラムの編成において、実習時間はルーズ・ラスト (loose last) 即ち、各科目のうち、時間を減らす必要が起きたとしても、実習は最後まで残るということが極めて印象的であった。

従って、実習時間は、とくに多く、学部においても、3 年次は週 1 日 (週は 5 日であるから 5 分の 1) 4 年次は週 2 日間はもっぱらそれに当てることとし、大学院マスターコースでは、2 年間を通して 2 日又は 3 日、即ち、全授業時間の約半分は実習にあてることが一般的になってきている。—そうでないと CSWE の認定が得られない—

実習に当っては、例えば、アデルファイ大学のように、心理、言語・聴力、社会サービス等のような治療施設 (clinic) を自前で運営し、そこに一

部の学生を配置—ここでは直接のクライアントの処遇は、学生が日を定めて担当し、学校教員がフィールド・インストラクターとして指導している—するほかは、外部の様々な施設、機関等に委託して行われている。大学によっては、そのような外部の実習施設、機関等を 100 以上も持っている所も少なくない。

実習は、通常、年間を通してか 1 所で行われることとしており、かつ、そこの職員と同じく何人かのクライアントの直接処遇に当り、事実上そこにおけるパートタイムのスタッフとなり、その施設、機関の上級職員であるスーパーバイザーの指導のもとに働くこと—事実上の戦力である—とされている。

クライアントとの関係についていえば、一般の職員と同じく、ケースについての全責任を負われるもの、職員の助手として、責任の一部を分担するもの、補助者として、直接責任は負わなくてもよいものがあり、大学及び実習機関の方針によって差があるとされている。

実習先については、2 年間同一施設に配属されることはしないが、1 年目と 2 年目とを同じ分野の施設、機関に配属させるものと、2 年目には、異った分野の施設、機関を選択させるものがある。しかし、いずれの場合にも、とくに最終年次には、学生の将来の進路を考えて分野を選ぶよう指導している。

実習の分野は、ソーシャル・ワーカーの活動分野の拡大につれて拡大され、例えば、アデルファイ大学においては次のような分野に及んでいる。

- ①家庭援助機関
- ②病院、ナーシングホームなどの医療、保健施設
- ③身体障害児者対策事業
- ④公私社会福祉機関
- ⑤就学前児童教育機関、通所センター等
- ⑥児童福祉事業
- ⑦セツルメント住宅
- ⑧近隣、コミュニティ組織
- ⑨クライアント援護事業
- ⑩老人サービス

#### ⑪麻薬中毒、アル中、精神衛生等のリハビリテーション事業

他の大学においては、その外に、企業や労働組合などもあり、さらには立法機関（議員のコンサルタントとなる）の場合もある。

大学の実習施設、機関となることは、その施設機関の水準が一定以上であることを認められたことを意味し、名誉でもあり、かつ、大学の教員との関連ができること等によって、それ自体の水準向上にもつながること、また、実習生が事実上の戦力にもなるところから、希望する場合が多く、そのため、実習学生の委託について、大学が委託料のようなものを支払う必要はないといわれる。

実習が社会事業教育の柱であることから、実習施設、機関の選定には深い注意を払っており、その選定基準を作っている大学もある。

例えば、コロンビア大学では 1973 年 9 月の実習機関選定基準で次の点を指摘している。

#### ① 学校と実習機関が広範な訓練哲学を共有していること

ここでは、学生の訓練が狭い徒弟訓練ではなく、より広い教育目標を持っていること、実習は、学校の教育と統合されたものであること、実習内容、その成果の評価基準、実習方法とプロセス等が学校の方針に合致すること、それに実習機関が創造的、かつ責任をもって参加することが求められる。

#### ② 業務実施水準が受容できるものであること

実習機関は、文書によって、業務の実施水準を明らかにし、学生の実習についてどのような貢献ができるか表明することも求められている。

#### ③ 管理機構及び学生訓練に関連する機能が健全であること

実習機関は、それ自体健全な活動をしているとともに、健全、明確かつ安定した責任体制が確立されており、内部及び他機関とも協調のとれた安定したスタッフを持ち、さらに、学生の指導能力とともに、そのスーパービジョン及びコンサルテーションのために十分な時間（最低週 1 時間半は直接そのために過す）を持てるフィールド・スーパーバイザーがいること、さらに、学生にとって必要な事務的スペースがあることなどが求められる。

ている。

#### ④ 学生スーパービジョン計画の妥当性

フィールド・インストラクターとして適切な者を選定するとともに、一できれば、文書による選定基準が作られることが望まれる一適切な実習スーパービジョン計画が立てられていることが求められる。

#### ⑤ 教育内容の範囲と深さ

学生の個々の教育ニーズに合致し、人間関係、問題及びサービスについて、バランスのとれ、統制された一連の経験を積むことができることが求められる。

#### ⑥ 学校との相互関係

学校と実習機関は実習について常に検討、評価するため、相互に会合等を持つなどして協同することが求められる。学生の実習成果に関連して、単位を取得させ、又はさしひかえることを勧告するのは、フィールド・インストラクターの責任であるが、その最終決定は学校の責任である。このことは、学校の開催するセミナーや、学校の指導教員との打合せなどを通してなされるとしている。

フィールド・スーパーバイザーは、一般的には、実習施設の職員の中から選定されるが、一部は、大学の教員がそれに当たる場合がある。大学が直営施設を経営する場合や、近隣の実習機関、施設で適当な者がえられない場合などがそれに当たる。

フィールド・スーパーバイザーは、通常は大学の教員ではないが、正式に大学に登録されており、一部の大学では、大学の教員 (non-paid staff) として位置づけているものもある。

通常、数人のフィールド・インストラクターを単位として、大学の教員がそのアドバイザーに任命されており、実習についての連絡・指導に当たっている。多くの大学では、各年の実習開始前、実習期間中及び実習修了後に定期的に会合を持つほか、実習期間中も必要に応じて連絡をとり合っており、また、とくに、新任者を対象として、短期間の講習会やセミナーを開催し、実習学生の指導方法を教育したり、社会福祉の動向などについて講演したりすることを定期的に行っている場合が

多い。

大学によっては、例えばアデルファイ大学のよう  
に、実習施設、機関 5 か所を 1 単位として Field Instruction Center とし、大学の教員をそれぞれの指導担当者に任命して、それを通して、フィールド・スーパーバイザーを指導する場合もある。

フィールド・スーパーバイザーは、学生の実習成果をあげるために基本的なものであり、一般的には、学生指導能力を持つ社会事業修士以上の資格を持ち、できるならば、一つ以上の分野において最低 3 年以上の経験を持つ者の中から任命される。しかし、そのような者が得にくい場合には、専門的水準よりも、むしろ、指導能力及び実務能力をより重視して選定するといわれている。

また、ソーシャル・ワークの新しい分野については、前述の条件に合致する者は極めて少ないので、そのような場合には、実習指導に当たっての診断、教育能力の開発の可能性及び学校、施設からのスーパーバイザーに対する援助等を考慮した総合的な評価に基いて定めることが必要とされる。

コロンビア大学においては、フィールドスーパーバイザーの選定に当り、次のような内容をもつ基準を定めている。

#### ① 実習スーパービジョンの動機

他の人々の専門的成長によって満足を得る能力を基盤とする、教育についての関心が実習指導の動機と基礎であり、ソーシャル・ワーク実践の基本的目標、倫理及び基準を持ち、その専門職について確たる認識を持っていること。

#### ② 実務の知識及び技能

ソーシャル・ワークの理論と実務についての広範な知識を持ち、実習指導の基礎的能力であるケースワーク・グループワーク又はコミュニティ・オーガニゼーションの実務能力を持っていること。

#### ③ パーソナリティ

学生と感度のよい、自発的、教育指向の関係を作る能力が要求され、自己の感じ方、思考及び行動形態が他に及ぼす関係を認識する能力、学生の成長及び変化の能力及び新しい分野、新しい体験、スーパービジョン等をめぐる感情等を理解し、建設的に活用する態度を持っていること。

#### ④ 教育上の責任の受入れ

異った見解を導入し、確信を持ち、かつ、学生の受容のもとに単位認定を与え又はさしひかえることについて批判し、勧告する能力を持っていること。

#### ⑤ 教育能力

交際能力、意思交流能力、分析及び総合する能力などを含むものであり、仲間作り、明確に表現する能力、一般原則から特別の要素等を識別する能力及び特殊な要素から一般原則を導き出す能力などを持っていること。これらは、過去の実践活動、スーパービジョン、個人及び集団とのかかわり、文書又は口頭での表現などによって判断できるものである。

#### ⑥ 活動組織能力

実践活動における効率性、速さ、体系・期限及び優先順位の認識、必要な場合において計画を変更する柔軟性などの能力を持っていること。

#### ⑦ 施設、機関の目標の認識

学生の教育目標を達成するために、実習機関、施設の目標について十分認識し、建設的に批判し、その前向きの変革に参加する自由を持っていること、また、学生に対して、現実的な枠組みを示すために、政策及び手続を説明し、その必要性等を理解させることができること。

#### ⑧ 学校との関係

専門的訓練における学校と実習機関との相互協力関係を理解し受入れ、それに共同責任を持つことについて関心を持つことが期待されることを認識する必要がある。フィールド・インストラクターは実習実績に基づき単位の授与又はさしひかえについて勧告する責任とともに、最終的決定についての学校の責任を受入れることが求められていることを理解すること。

#### ⑨ 学習指導時間及び計画

フィールド・スーパーバイザーは、その施設又は機関によって認められる、学生の記録及び統計報告を読む時間、週 1.5 時間の定期的スーパービジョンのための会合、時々の特例会合、内部での学生グループとの会合、実習指導教員との会合、実習評価書を書く時間等を有効に活用できること、



さらに、新任のスーパーバイザーについては、大学における12回のセミナーに定期的に参加すること、そのための準備をすることができること。

#### IV 社会福祉従事者の分類と業務

最後に、全米ソーシャル・ワーカー協会の作成した社会事業従事者の基準 (Standard for Social Service Manpower) という資料に基づいて、社会事業教育と不可分の関係にある、社会福祉事業従事者の学問的・技術的水準とそれらの者が実施する標準的な業務の分類との関係について説明しておきたい。

全米ソーシャル・ワーカー協会は専門ソーシャルワーカーの団体としては、世界最大のものであり、現在7万人を越す会員を持ち、1955年に当時のソーシャル・ワーク7団体の合同によって生まれ、全米及びヨーロッパに172の支部を持ち、社会事業専門職の高度化、ソーシャル・ワーク実践の基準の確立、健全な社会政策の発展及び会員サービスをその機能としている。

協会は社会福祉従事者を、その機能、資格及び能力に応じて次の6つ—2つの前専門職(pre-professional)と4つの専門職(professional)に分類し、教育、業務分担等に活用させている。

(前専門職レベル)

① ソーシャル・サービス・エイド(Social Service Aid)

その機能は次のものである。

チームの一員又は、専門的に指導されたスーパービジョンのもとに、

- 基礎的資料を得及び利用できるサービスの情報を提供するため、クライアントと面接
- 事業やサービスを人種的又は文化的集団に説明し、集団又は個人のニーズを援助
- サービス受給資格の決定、必要な資料又は文書の収集、入手の援助
- 近隣調査、個人、家族からの資料収集参加
- 援助を求める者に特定の情報及び照会サービスの提供
- サービス利用の奨励、地域でのケース発見活動の実施

○サービス配置、援助手続の指導又は指示

○特定機関と地域の集団・組織との連絡

その資格は次のとおりとする。

○地域又は集団における体験と知識

○高卒資格は要求されないが、読み書き計算の基礎的技能は必要。特定の職務については、高卒資格が要求されてもよい。

○人々に対する関心と、就業上学ぶ態度が必要

その能力として次のものが求められる。

自由に意思を交流し、手続を理解、説明し、クライアントの関心とニーズを明確にし、生活ニーズについて限定された具体的援助を提供する能力、体験により引出される知識、現在訓練により教えられる特定の技術を学ぶ能力及び他人に奉仕する動機を持つこと。

② ソーシャル・サービス・テクニシャン(Social Service Technician)

その機能は次のものである。

チームの一員又は密接な専門的スーパービジョンのもとに、

○一般的に利用できる社会資源の知識を基として事実発見・照会のための面接

○就職、資源又は援助の配分、特定問題解決のために地域集団を組織する等の問題について個人又は集団の援助の手助け

○事業又は計画単位の一部としてクライアントの問題及び見解を知ることによって特別の研究に貢献

○集団の経験と特別ニーズを理解し、関係づけることによって、サービスの適格性又は有効性評価の手助け

○個人又は集団のサービス利用支援のためのコーチ及び支持

○外延的又はオリエンテーション活動の一部としてサービスを求める者の支持又は指導

○資料の記録、調査研究の情報収集の手助け

○クライアント及び機関の特定の問題及びニーズについて地方の機関、ワーカーと共働

○急迫した状況における緊急評価及び情緒的支持  
その資格は次のとおりとする。

○Associate of Arts Degreeを取得できる組織的な

社会福祉教育の完了又は、他分野の学士資格

○人々を手加けする動機を持つこと

その能力として次のものが求められる。

人間行動の基盤，特定機関の運営，特定の社会及び社会サービス事業の知識を持ち，意思の交流及び感情理解の能力を含めて，人々を処遇する技術，個人及び集団の差異を尊重する態度，変革能力の評価，消費者に代り社会制度を利用する能力（専門職レベル）

① ソーシャル・ワーカー (Social Worker)

その機能は次のものである。

ソーシャル・ワークのスーパービジョンを活用しながら，

○特定の限定された目標のソーシャル・ワークサービスの提供

○事業又はサービスを促進し，解説するための研究会実施

○地方の社会集団の組織化と社会問題軽減の努力の調整

○ケースについて他の機関と協議し，複合問題家族を援助する諸機関のサービスの調整

○社会問題の基礎資料の収集，資料の統計的分析

○政策決定者等の問題やニード理解を助けるための情報整備

○既存の事業等によってニードが充足できないクライアントの擁護

○集団のニード又は関心の設定，行動の仕方の決定のための援助

○包括的構造の事業単位の運営

その資格は次のとおりとする。

○認定されたソーシャル・ワーク学士資格

その能力として次のものが求められる。

人間の行動と発達，社会的，経済的環境，社会サービス制度，正常な発達に貢献する要素と徴候学を含む社会的個人的異常の初歩的知識を持ち，面接，診断，克己心の活用，社会資源の活用のようなソーシャル・ワークの方法を行うこと。

② グラジュエイト・ソーシャル・ワーカー (Graduate Social Worker)

その機能は次のものである。

コンサルタント又は日常のスーパービジョンを

活用しながら，

○治療的介入の実施

○広範囲の問題解決のため地域集団との合同体の組織

○他の専門職とチームを組むこと

○治療場面でのグループセラピーの実施

○地域に対する社会サービスのコンサルタントとなること

○基礎的統計技術を要する調査の企画実施

○主要公的社会サービス機関の事業の計画

○社会事業学校教育

○サービスユニットのチーム・リーダー

その資格は次のとおりとする。

○認定された社会事業修士資格

その能力として次のものが求められる。

人間の行動と発達についての理論的及び初歩的な経験的知識，社会的経済的現実と力についての具体的理解，社会サービス制度についての批判的知識，個人的社会的異常の性格及び原因についての知識，関連する社会，専門的組織及び関連施設の認識。さらに，ソーシャル・ワーク技術のうち1つ以上の専門的技術とその他の知識を持つこと。

③ サर्टィファイド・ソーシャル・ワーカー (Certified Social Worker)

その機能は次のものである。

必要に応じてコンサルテーションを利用し，

○多職種セラピーグループリーダーとなること

○独立して個人又は集団に心理療法実施

○主要な社会サービス及び地域活動集団のコンサルタント

○社会サービス事業又は機関の運営

○社会事業学校教員

○調査の企画・実施

○事業の評価・研究

○企業の雇用者サービス事業のソーシャル・ワークの独立のコンサルタント

○大都市統制組織のコミュニティ・オーガナイザー又は計画者

○高度のケースワーク事業の教育的スーパーバイザー

その資格は次のとおりとする。

社会事業修士資格プラス Academy of Certified Social Worker (ACSW 試験は2年毎に春と秋全国(60か所位)で各分野から試験委員を選択して行うが、実施は Educational Test Service of Princeton に委託して行う。試験は実践能力中心である)の承認が必要

その能力として次のものが求められる。

人間の行動と発達についての理論的経験的知識、社会的経済的活動、社会サービス制度の哲学と運営、個人的社会的異常の性格と原因、異った専門職、組織、専門的施設の間の関係及び責任についての知識

#### ④ソーシャル・ワーク・フェロー (Social Work Fellow)

その機能は次のものである。

専門職基準に従って、

- 主要な社会サービス機関又は事業の運営
- 個人開業の独立コンサルタント
- 個人開業の心理療法士
- 社会事業学校教授
- 社会問題専門コンサルタント会社の調査事業の企画指導
- 独立して調査実施

その資格は次のとおりとする。

社会事業学校又は関連職業の博士資格及び社会事業における2年間の専門的経験、もしくは ACSW の承認及び専門分野の2年間の社会事業の経験

その能力として次のものが求められる。

特定分野を中心とした現業の広範な知識が要求され、人間の行動と発達についての理論と研究の高度の知識、社会的経済的活動とそれらの相互関係、個人的社会的異常の性格と原因、専門的組織的制度的活動の統合を含むサービスの計画

#### おわりに

米国の社会事業大学においては、実務指向を反映して、すんなりと大学又は大学院に入学した学生の外に、別の分野に就職した後に大学に入学し

た者、家庭に入った主婦や、社会福祉施設に就職した後に大学に再入学した者などが多く、わが国とくらべて学生の年齢が高い。また、ドクターコースの前提として、マスターの資格の外にある程度の実務経験—コロンビア大—を求めるものがあるなどのほか、パートタイムの学生が少くないなど、教育と実務との関係または、フィードバックシステムが出来ているなども興味深いものである。

わが国の社会事業教育においては、実習時間が一般的に少いことのほか、その実施体制も未整備であり、実習が必修となっていない所も少くないのが現実である。

わが国の社会事業教育については、わが国独自の事情もあることは確かだとしても、世界の社会事業教育において、実習が非常に重視されていること、及び前述の社会福祉教育問題検討委員会の答申等の主旨からしても、米国等の社会事業教育から取るべきものはとり入れて、もっと実務指向型に変革するための努力をする必要があると考えられる。

#### 参考資料

- (1) コロンビア、アデルファイ、カソリック、コネチカット、カリフォルニア (バークレイ)、南カリフォルニア及びハワイの各大学のカリキュラム
- (2) Council on Social Work Education: An Analysis of Undergraduate Social Work Programs Approved by CSWE 1977 (厚生省の指標第23巻第15号に拙訳)
- (3) Adelphi 大学; A Guide to Field Experience, 1974—1975
- (4) コロンビア大学; フィールドインストラクター選定基準
- (5) コロンビア大学; 実習機関選定基準
- (6) 「アメリカにおける社会福祉教育の動向」小松源助氏『社会福祉研究第20号』
- (7) National Association of Social Workers; Standard for Social Service Manpower
- (8) Council on Social Work Education: Statistics on Social Work Education in the United States, 1974